

まもりすまい既存住宅保険【個人売主型】の改定について

住宅保証機構株式会社<代表取締役社長 那珂正（なか・ただし）、東京都港区>では、まもりすまい既存住宅保険【個人売主型】（正式名称：既存住宅個人間売買瑕疵保証責任保険）の改定について、平成25年10月4日付にて国土交通省の認可を取得しました。
手続き方法等の詳細につきましては、後日ホームページにて公表します。

<改定内容>

1. 保険期間、保険金額、免責金額及び縮小填補割合の改定

本改定は、平成25年11月1日以降に保険契約のお申込をされた住宅より適用予定です。

(1) 保険期間1年を選択することが可能になります。

これまで、保険期間は、一律、5年間としておりましたが、事業者様等のニーズにお応えするため、今回の改定により、保険期間を1年間とすることが可能となります。

現行の保険期間	⇒	改定後の保険期間
5年間		1年間又は5年間

(2) 保険期間を1年とした場合、保険金額は500万円又は1,000万円とすることが可能となります。

保険金額（保険金支払限度額）は、これまで、一律、1,000万円としておりましたが、今回の改定により、保険期間を1年と選択した場合は、保険金額を500万円または1,000万円から選択することが可能となります。これにより、保険契約申込時に、以下①～③の3つのタイプより、事業者様のニーズに合わせて設定いただくことができます。

現行の保険タイプ	⇒	改定後の保険タイプ（以下より選択）
保険期間5年、 保険金額 1,000万円		①保険期間1年、保険金額 500万円 ②保険期間1年、保険金額 1,000万円 ③保険期間5年、保険金額 1,000万円

(3) 免責金額及び縮小填補割合を改定し、補償内容を拡充します。

これまで、保険金支払い時の免責金額は10万円、縮小填補割合は95%としておりましたが、今回の改定により、免責金額5万円、縮小填補割合は100%にすることとし、補償内容を拡充します。

現行	⇒	改定後
免責金額 10万円 縮小填補割合 95%		免責金額 5万円 縮小填補割合 100%

※事故発生時の1回の請求ごとの保険金支払額の算出方法は以下のとおりです。

$$\text{保険金支払額} = (\text{損害額} - \text{免責金額}) \times \text{縮小填補割合}$$

2. 料金（保険料及び現場検査手数料）の改定

今回の改定に伴い、保険料及び現場検査手数料を改定します。

本改定は、平成25年11月1日以降に保険契約のお申込をされた住宅より適用予定です。

【料金例】 料金は、1住戸あたりの保険料と現場検査手数料の合計額です。

○一戸建住宅

契約条件：木造、延床面積120㎡、地上2階建、通常申込、故意重過失損害担保特約あり

保険のタイプ	新料金	現行料金
①保険期間1年、保険金額 500万円	46,240円	← 保険期間5年 保険金額1,000万 66,690円
②保険期間1年、保険金額1,000万円	47,350円	
③保険期間5年、保険金額1,000万円	70,030円	

○共同住宅

契約条件：鉄骨鉄筋コンクリート造、延床面積75㎡、地上3階建、性能評価活用型住宅、故意重過失損害担保特約あり、長期修繕計画あり

保険のタイプ	新料金（1戸あたり）	現行料金
①保険期間1年、保険金額 500万円	43,680円	← 保険期間5年 保険金額1,000万 70,690円
②保険期間1年、保険金額1,000万円	44,290円	
③保険期間5年、保険金額1,000万円	58,030円	

※上記は、保険契約申込者（検査機関）が登録住宅性能評価機関以外の場合の料金です。

※保険の契約者となる検査機関が行う現場検査（瑕疵保証検査）に係る費用は、別途必要となります。

3. 既存住宅現況検査技術者が検査を実施する場合の現場検査を書類審査化

本改定は、平成26年1月1日以降に保険契約のお申込をされた住宅より適用予定です。

（一社）住宅瑕疵担保責任保険協会に「既存住宅現況検査技術者（注）」として登録された検査技術者が検査機関としての検査を実施した場合は、当社が保険の加入時に行う現場検査は書類審査のみとなります。

（注）既存住宅現況検査技術者とは

（一社）住宅瑕疵担保責任保険協会（以下、保険協会）が実施する既存住宅現況検査技術者講習会を受講・修了し、保険協会に登録された建築士（建築士事務所に所属等）

（詳細は、保険協会ホームページをご参照ください。）

以上